

平成28年度

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

事業計画書

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

平成28年度（2016）事業計画

1 はじめに（平成28年度事業計画策定にあたって）

平成27年（2015）12月14日、国の社会保障審議会障害者部会によって「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」と題する報告書が公表されました。

これは、平成25年4月に施行された、障害者総合支援法の附則で「施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること」されていることによるものです。

まとめられた報告書を見ると、主な柱として1.「新たな地域生活の展開」2.「障害者のニーズに対するよりきめ細やかな対応」3.「質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」が掲げられています。

これらをさらに詳しく見ると、私たちの事業に関係する主な見直しの内容としては、
(1)施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスの必要性。
(2)就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスの必要性。

(3)65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の状況を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減できる仕組みの必要性。

などがサービスや仕組みの創設を目指して具体的な検討がされています。

次に、北海道においては平成24年6月成立のいわゆる「整備法」における衆参両院の附帯決議を受けて「第4期北海道障がい福祉計画」の策定に際し「地域生活支援拠点等の整備」ということで、21障がい保健福祉圏域内に1箇所以上整備することを目標としています。

内容を見ると、『障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がいのある子どもや障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らして行けるよう、様々な支援を切れなく提供出来る仕組みを構築』することを目的としており、居住支援機能や相談・体験の機会・緊急時の受け入れ・専門性・地域の体制づくりなどの地域支援機能を持たせ、その整備方法としては、①地域において、居住支援のための機能を持つ事業所等が連携して障がい者を支援する「面的整備型」と、②居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障がい者を支援するという「多機能拠点整備型」とし、北海道としては①の面的整備型を中心に整備を進めて行くこととなっています。

平成28年度は、4月1日に「障害者差別解消法」が施行されます。これにより「障害者権利条約」を締結するために整備された国内法全てが実質的に動き出すことになり、これまで以上に障がい者の権利擁護への取り組みが求められることとなりますし、障害福祉サービスの経営主体である社会福祉法人は、その在り方について社会福祉法改正案において既にその内容が示され、平成28年度から直ちに制度が変わるものと、平成29年度から変更のものがあります。①事業運営の透明性の確保・②経営組織のガバナンスの強化・③財務規律の強化、そして④地域における公益的な取り組みを実施する責務などが求められる内容となっています。

平成28年度は以下の8つの重点項目に取り組み、利用者の皆さんの様々な生活場面の支援に適時適切に応えられるよう積極的に取り組んでまいります。

2 基本理念

社会が変われば、障がいはなくなる！ 地域での当たり前の生活を求めて、

- (1) 利用者の自立と社会参加を目指します。
- (2) 利用者の意思と人権を尊重します。
- (3) 地域に根ざした法人を目指します。

そのための「住む」「働く」「楽しむ」場づくりに努めます。

3 支援の基本方針

- (1) 日中活動の中で安全が確保されるよう最善の努力を図ります。
- (2) 個人の尊重を第一に、利用者の意思や主体性及び人権を尊重します。
 - 重要事項を決定する時には、利用者の意見を聞いて決定
 - 第三者委員による毎月の相談日を設定
 - 主たる対象者の知的障がい者で当施設の利用を希望する方は拒みません。
- (3) 家庭や地域との連携を図りながら、利用者が社会の一員として自立した地域生活を営むことができるよう支援します。
 - 町内会活動への参加と育成会等地域の障がい者団体への支援
 - 管内近隣施設との連携と交流
- (4) 利用される方たちに、それぞれの求めに応じた適切なサービスを提供します。
 - 生活介護の在り方の研修（生活介護事業）
 - 新しい作業種の開拓（就労継続B型事業）（就労移行支援事業）
 - 常に作業を見直し内容に見合った工賃を支給します。
 - 職場実習の開拓（就労移行支援事業）
 - 地域で安定的に生活できる住居の確保に努めます。（共同生活援助事業）
 - 安定した地域生活を送れるよう相談支援体制を整えます。（相談支援事業）
- (5) 滝川ほほえみ会職員としての自覚を持ち、絶えず自己研鑽に励むと共に、地域に根ざし信頼される職員を目指します。
 - 自己研鑽の奨励
 - 各種イベントへの積極的な参加
 - 町内会、育成会等の地域活動への参加
- (6) 障がいの特性に応じた適切な支援の在り方を求め、研修を深め実践します。
 - 各領域の研修会への積極的な参加
 - 伝達講習会の定期開催

4 重点項目

(1) 経営計画の策定について

障害者総合支援法の見直しが行われ、平成30年4月1日の施行を目指してその内容が検討されていますが、平成25年9月に設置した「将来の事業運営検討委員会」平成27年度に設置した「経営計画策定会議」の中で、中長期の経営計画についてより具体的な検討を継続します。

(2) 会計・経理・労務管理に係わる体制の検証と見直しについて

平成27年度から新会計基準へ移行しましたが、会計ソフトの運用状況などの検証や税務事務所の会計指導を受けながら予算の適正な執行に留意するとともに、会計処理体制を強化します。

(3) 組織体制の見直しについて

管理職の定年による組織管理体制の見直しを行い、日中活動支援体制を就労支援事業と生活介護事業に分けてそれぞれ担当主幹を配置します。また、地域生活支援事業については日中活動支援担当スタッフとの連携を今以上に強化しながら、法人総体として支援の充実に努めます。

(4) 虐待防止・権利擁護のための取り組みについて

平成28年4月1日施行の「障害者差別解消法」については、法律制定の背景や主旨について利用者、家族、スタッフへの理解と定着に努めます

平成24年10月施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨に沿って利用者の人権擁護に努めます。

また、「虐待防止委員会」においては北海道知的障がい福祉協会や空知知的しょうがい福祉協会の事業と連携しながら実効ある内容を整えて行きます。

(5) 共同生活援助事業について

法人所在地隣地に改修中の住宅物件があり、平成28年度当初に賃貸契約を結び供用を開始します。13居室が確保できることから一部をショートステイ用居室として整備をします。このことにより共同生活援助事業の定員を40名程度に増員します。

(6) 人材の育成・確保について

法人全体の職員は50名ほどですが、良質な福祉人材を確保維持するため、昨年度加算請求した処遇改善加算については引き続き申請することとし、併せて福利厚生 の充実など職員処遇の向上に努めるとともに、組織の魅力を高め働きやすい職場環境の整備に努めます。

(7) 利用者の高齢化対策について

入所施設を持たず共同生活援助だけによる支援体制には自ずと限界があり、生涯安心して支援を受けられる体制整備が求められます。

このことから、近隣の入所施設との連携を含め必要に応じて様々な居住形態が選択できるように継続し検討を行います。

(8) 地域防災体制の整備について

北海道知的障がい福祉協会と空知知的しょうがい施設協会に設置された「災害対策委員会」と連携しながら利用者の皆さんが安心・安全に地域生活を送ることの出来るよう「地域防災協定」の締結を目指し、引き続いて消防など関係機関との協議を進めます。

5平成28年度（2016）法人開催会議等

（1）理事会・評議員会

開催予定年月日	種別	開催予定内容
平成28年5月28日（土）	理事会 評議員会	法人・各事業経営状況、その他 平成27年度事業報告、決算報告、監事監査報告 苦情解決下半期第三者委員会報告、その他
平成28年10月22日（土）	理事会 評議員会	第6期理事・評議員の選考他
平成28年11月27日（日）	理事会 評議員会	第1次補正予算、苦情解決上半期第三者委員会報告、平成28年度上半期状況報告、その他
平成29年3月26日（日）	理事会 評議員会	最終補正予算、諸規定改定、平成29年度事業計画、予算、その他

（2）監事監査

実施予定年月日	実施内容
平成28年5月16日（月）	法人（事業）運営（第1回）事業報告 決算報告
8月18日（木）	法人（事業）運営（第2回）定款・議事録等
11月17日（木）	法人（事業）運営（第3回）上半期会計処理状況・議事録等
平成29年2月28日（火）	法人（事業）運営（第4回）事業計画・当初予算等

（3）第三者委員会

開催予定年月日	開催予定内容
平成28年4月15日（金）	平成27年度下半期、及び平成27年度通年の苦情解決状況
10月21日（金）	平成28年度上半期苦情解決状況

※毎月1回通常相談開催

（4）法人役員等研修

開催予定年月日	開催予定内容
平成28年10月22日（土）	「社会福祉法改正案における法人制度改革について」
平成28年 月 日（ ）	

平成 28 年度

日中活動事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 生活介護事業

3 ページ 就労移行支援事業

4 ページ 就労継続支援事業B型

5 ページ その他利用者の希望により提供するサービス

日中活動支援事業

はじめに

平成 18 年 12 月「障がい者権利条約」が国連総会で採択され、我が国では平成 26 年 1 月 20 日批准いたしました。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現するため」の理念のもと障がい者虐待防止法や障害者総合支援法が施行。平成 25 年 6 月には障害者差別解消法が成立し、本年 4 月 1 日から施行され、障がいのある方々を取り巻く環境も少しずつ変化し法整備が進められております。

こうした社会状況を背景に多機能型通所施設(3事業)として定員60名で事業運営を継続しています。今後も恒常的な利用希望が見込まれることから各事業の利用者の方の支援内容の見直しや事業間移動の検討を進め利用希望に応えられるよう努めて参ります。また、定員増や新たな活動拠点の場の確保なども検討して参ります。

「新商品開発・作業委員会」及び「給食委員会」に利用者の方に参加していただき、ご意見やご要望を聞き入れ、そのことが仕事に対する責任感などへの意識が高まり作業意欲の向上に繋がると考えます。

「社会が変われば障がいはなくなる！地域で当たり前の生活を求めて」の法人理念を念頭に利用者の願いに沿った支援を提供できるよう取り組んで参ります。

- ・生活介護事業では、前年度まで生産活動として取り組みをしてきた(株)美唄農産物高度利用研究所の委託作業「ピュア・ゼリー作業」は、機械導入に伴い平成 28 年度からなくなることを受け、新しい作業種の開拓に取り組み生産活動の場を提供できるよう進めて行きます。また、利用者の方の特性に応じた自立課題を前年同様、積極的に取り入れ日常生活全般における能力の向上を図るとともに精神的に安定した生活が営まれるよう支援を行います。

- ・就労移行支援事業では、前年度において関係機関の協力を得て 1 名の利用者の方が一般就労いたしました。日中作業の場で就労に必要な知識や能力向上に必要な訓練等を提供し余暇活動時間を活用した就労セミナーを定期に開催し就労意欲向上への取り組みに努めるとともに就職後も必要な相談、助言支援を継続し、安定して長く働き続けることができるよう定着支援を行います。

- ・就労継続支援事業B型においては、一般就労の困難な方に作業を提供し、働く喜びや日中活を通じて社会参加を実現しながら一般就労に向けた支援も行います。

利用者の方の願いや思いなどの支援計画を作成しに課題達成に向けた支援を提供するとともに支援者の知識・技術の向上を図るべく日々研鑽を積み重ねサービス提供を行って参ります。

「生活介護事業」

1 目的

指定生活介護サービスの提供を通し、日常生活能力、社会生活に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援を行います。

日常生活において安定して過ごせるように環境設定と余暇活動を取り入れ、安心と安定の確保に努め、利用者の方々の状況に合わせた支援を目指します。

2 運営方針

生産活動・自立課題の提供を行い、常に介護を必要とされる方に対して、排泄及び食事の介助を行い、その他の便宜を適切かつ効果的にを行います。

3 利用定員

14名（登録者数 18名）

平成27年度の年間利用率は108.9%（3月1日現在）になっています。現在は新規の受け入れが困難な状態です。更に今後も利用ニーズが見込まれるので、平成28年度は長期欠勤者の動向を見極め、整理を行い新規の受け入れができるよう努めます。

4 事業内容

個別支援計画に基づいたサービスの提供を基本とし、食事の介助・排泄の誘導及び介助・服薬の管理・服用の介助、口腔ケア等、身体機能及び日常生活能力の維持向上を図ります。

更にコミュニケーションツール（絵・文字カード・文字盤等）を活用して、声掛け・聞き取り・代弁・代筆支援を行っていきます。

生産活動においては本人の安定を優先に、コーヒーの計量・袋入れ、ティッシュ作業などの活動の場を提供します。また、ピュアゼリーのメンコ入れに代わる新たな作業種の開拓にも取り組んでいきます。

自立課題として、リングプル通し・種類分け・紙袋制作等の機会を提供し、作業への意欲と能力の向上を図り、その時々状況に応じた適切な支援を継続していきます。

また、外出レクリエーションの一環としてドライブ・公園散策・ウォーキング・軽スポーツなどの支援を行います。

日常生活においては、ゆとりを持って過ごせるよう生活介護事業のタイムスケジュールや環境に配慮し安定して活動できるよう支援します。

「就労移行支援事業」

1 目的

就労移行支援のサービス提供を通し、就労することが可能と見込まれ、且つ就労を希望する利用者の方へ就労に向けた機会を提供するとともに、就労に必要な準備訓練の実施・職場体験実習の提供及び就職後における職場への定着に必要な支援を適切かつ効果的に行います。

2 運営方針

自立に向けた社会生活・日常生活を営むことができるよう、知識及び能力の向上のために必要な訓練・その他の支援を適切に行います。

3 利用定員

6名（登録者数 6名）

平成27年度の年間利用率は85.9%（3月1日現在）となっており、28年度は新卒者2名の受け入れを決定し登録者6名となり今後、1名の受入れが可能な状況です。

4 事業内容

日中作業活動や集団生活を通して、社会で働くために必要な訓練や準備を進め、求職活動に関する支援を行います。

就労に向けた基礎的な知識、体力を養うための学習の場を提供し、社会人として仕事に対する責任感・集中力・持続力を培う支援を行います。

また、ハローワーク、北海道障害者職業センター旭川支所、空知しょうがい者就業・生活支援センター（美瑛市・ひびき）職場適応援助者による職場定着支援、関係機関との連携を図り利用者の方の特性に合わせた実習先の確保・職場見学の実施・就労先企業の開拓を進めるとともに就労定着支援を行います。

「就労継続支援事業B型」

1 目的

指定就労継続支援B型のサービスの提供を通し、日常生活能力、就労に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営む事ができるよう支援を行います。

地域に根ざした事業の展開を目指して、滝川市や地元企業等と連携して安定した継続的な就労の場の提供と工賃の向上を目指します。

2 運営方針

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して知識及び能力の向上のために必要な訓練やその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

3 利用定員

40名（登録者数 41名）

27年度の年間利用率は98.0%（3月1日現在）です。

現時点では若干の余裕が見られますが、今後も利用希望が見込まれることから新たな事業展開を含めた定員増を検討して行きます。

4 事業内容

個別支援計画に基づいて工房での生産活動の機会、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を提供し、取引先との契約の見直しや製品の販路、作業種の開拓により工賃の向上を目指します。

利用者の方々の可能性を見出し、自身が「仕事」をすることで工賃を得ていることが自覚できるよう支援を行います。

主な日中活動での作業は、滝川市や各企業からの受託作業（公園管理・団地清掃・墓地清掃・入浴剤及び化粧品セット入れ作業・ティッシュ検品及び袋詰め作業・ノースクレールお菓子等の詰め合わせ作業・JA新砂川選果作業・手網及びあんこ作り作業）、自主生産作業（製菓・木工・椎茸等）、その他リサイクル回収、喫茶店の営業を行います。

「その他利用者の希望により提供するサービス」

1 概要

滝川ほほえみ工房の全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて提供されており、「個別支援計画」は本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただいた上で交付しています。

介護給付費・訓練等給付費支給範囲内のサービスは、生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援の各事業にて利用者負担なしで提供されますが、その他に利用者の方の希望により提供されるサービス（介護給付費・訓練等給付費支給外サービス）につきましては、利用者自己負担となり、利用料金を別途いただいています。

2 事業内容

ほほえみ工房では、「その他のサービス」として来所・帰宅に関わる「移送サービス（送迎サービス）」を提供しています。

滝川市内の他に、砂川市、深川市、奈井江町、雨竜町への送迎を4台の送迎車と1名の運転技術専門員と、その他男性職員の輪番制で対応しています。

送迎時間はAM7:00～9:15、PM16:00～18:00の間で、前年度は滝川市内1日50円、市外1日100円の自己負担となっていました。平成28年度より燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に、その超過分を受領します。

平成27年度は利用者とそのご家族が安心して通所できる環境整備の一環として、送迎車の老朽化を機に車輛1台の入れ替えを行いました。乗車定員の都合から新規受入は依然として困難な状況にあります。

必要なサービスを必要な人へ提供するため、サービス提供の在り方の見直しはもちろんのこと、全ての利用者が通所しやすい環境を作り上げて行けるよう、検討を進めていきます。

平成 28 年度

地域生活支援事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 共同生活援助事業

4 ページ 短期入所事業

5 ページ 相談支援事業

地域生活支援事業

はじめに

社会福祉法人滝川ほほえみ会として歩み出して満10年が経過する中、障害福祉に関する法律も障害者自立法の廃止からはじまり、障害者自立支援法・障害者総合支援法と目まぐるしく変化してまいりました。

平成25年4月に施行された現在の障害者総合支援法は正式名を『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』とし、身近な場所で支援が受けられることや、どこで誰と暮らすのかを自分で選べることもまた、障害者が暮らしにくい原因となる環境や制度、人々の意識などを改善することなどが記されています。ただこの法律も完成したものではなく、附則として「見直し条項」ないしは「検討条項」が設けられることになっています。

平成27年4月障害者総合支援法の衆参両院の附帯決議を受け、国の「障害者の地域生活の推進に関する検討会」により、地域における居住支援に求められる機能が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされ『地域生活支援拠点の整備について』が検討されています。

当法人に於いても、この動きに合わせた速やかな対応が必要であると考えます。

その目的は、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がいのある子どもや障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れなく提供できる仕組みを構築するとし、平成29年度末までに整備するスケジュールイメージも出されており、地域生活支援拠点の求められる機能としては以下のとおりです。

1、居住支援機能

○共同生活援助（グループホーム）などを活用した住まいの場の提供

2、地域支援機能

○相談支援（地域移行の推進や親元からの自立）

例：相談支援事業所による24時間相談受付、相談事業所による地域移行支援等

○体験の機会・場（1人暮らし、共同生活援助等）

例：共同生活援助の体験利用、相談支援事業所の地域移行支援の宿泊体験等

○緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）

例：障がい特性に応じた緊急時の短期入所事業所の確保

○専門性（人材の確保・養成、連携）

例：地域の団体等が実施する研修の活用、サービス拠点によるOFFJT等

○地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

例：基幹相談支援センターや地域生活支援事業（地域移行のための安心生活支援）の活用

社会資源が万全とは言えない滝川市に於いて、『地域生活支援拠点』を整備することは、当法人の地域生活支援事業の責務と考えます。よって、平成28年度はこれまでの共同生活援助事業と相談支援事業に併せて短期入所事業の許認可を受け、グループホームの増設及び再編を行い、ほほえみプラザが滝川市の地域生活支援拠点を担えるよう整備して参ります。

共同生活援助事業「ほのぼのハウス」

1 目 的

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、地域での生活を望まれる利用者の方に対し、日常生活における相談、介護や援助などを行ない、家庭的な雰囲気の中で共同し自立した日常生活を営むための支援を行なうことを目的とする。

2 運営方針

利用者本位のサービス体系・権利擁護の観点から自己選択・自己決定を尊重し、常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し「安全」で「安心」して快適に暮らせる場を提供できるように努めます。

また、市内で唯一の「介護サービス包括型」を展開しており、職員配置基準等は現行のままで推移し、国の基準が改正されればそれに準じて運営します。

事業の実施にあたっては、利用者の方の高齢化や重度化を背景に各生活住居において均一的な支援が図られるよう当事者・ご家庭のご意向を把握し、滝川ほほえみ工房（多機能型通所施設）、関係市町村、地域の保健・医療・福祉・労働のサービスと綿密な連携を図りながら、地域生活へのニーズに答えられるよう、平成 28 年度は、新たに 2 箇所のグループホームの開設を行います。引き続き生活住居の増設及びサテライト型住居について、利用者の需要に応じて検討を行い計画して参ります。又、消防法施行令改正に伴い、グループホームへの自動火災報知設備について、延べ面積に関らず設置する事が義務つけられました。平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置までに順次設置していきます。

3 事業の内容

共同生活援助事業に係るそれぞれの共同生活住居の利用者の方にはサービス利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画書に基づいた次の共同生活援助を行います。

① 住まいの提供

利用者の方には原則として個室を提供するほか、個人が購入する家具等調度品のインテリアに関する相談助言を行います。

② 食事・入浴・排泄等の介護

利用者の方の実態に即した食事や入浴・排泄などの身体の援助・介護を行い、利用者の方の要望に基づいた食事の提供及び栄養管理や食事に係る献立などの記録を整備し保存します。

「短期入所事業」

③ 健康管理の援助

利用者の方の希望と能力に応じた服薬の管理及び緊急通院時の援助・介護を行います。また、日常の健康状態の確認及び相談・助言を行います。

④ 金銭管理の援助及び備品購入の援助。

利用者の方の希望と能力に応じて日常の金銭管理を行います。利用者の方から管理依頼を受けた場合は、金銭管理規定に基づき契約を取りかわし、金銭等は地域生活支援センター内の金庫で保管、また、金融機関の貸金庫での保管を行い、出納簿に記録することとします。

また、物品の購入にあたり相談・助言を行います。

⑤ 身辺整理及び身嗜み・整容介護と援助

利用者の方の希望と能力に応じて日常の身辺整理及び身嗜み・整容について援助・介護を行います。

⑥ 職場・ご家族等の連絡調整

必要に応じた職場・日中活動の場への訪問及びご家庭との連絡調整を行います。また、家族や友人との交流に関する援助・介護も行います。

⑦ 緊急時の対応

急病・火災・事故などに対して即時の対応を原則とし必要な処置を講じるとともにご家族への連絡を行います。

⑧ 諸手続きの代行援助

住所変更や健康保険、失業保険などの社会生活上、必要な手続きの代行を利用者の方に確認した上で援助を行います。

⑨ その他の援助

余暇活動への助言・同伴、自治会・町内会などとの交流、日常生活を営む上で必要な介護・援助を行います。

⑩ サービスの提供時間及び職員配置

365日・24時間の支援体制。職員配置は国の基準省令に基づき管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置して支援にあたり、併せて非常勤での嘱託医及び歯科委託医を配置します。なお、夜間支援の職務遂行には、事業所職員も加わり宿直及び日勤業務を行います。

⑪ 虐待防止の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施します。

4 利用者定員 42名

1 目的

通常は自宅で生活をしている方へ、家庭内での介護が一時的にできなくなった時に支援を行い、安心して地域生活をおくるうえで、何かあったときの受け皿となる事や介護者のレスパイトケアすることを目的とします。

入所施設を持たない滝川市に於いて、障害者が地域で生活する上で、家族による支援はとて大きな役割を担っています。

しかし、その継続には、時折家族が介護を休みリフレッシュすることや「家族ががんばらなきゃいけない」という固定概念を持たない事が必要と考えます。

重度障害者のためのショートステイが他法人によりこの夏開設予定となっています。当法人に於いても、地域生活を支える制度の一助となるよう、今年度の早期に「短期入所事業」を開設致します。

2 運営方針

グループホームの予備室（男女各1室）を専門居室に充て、常時受け入れが可能な併設型で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上必要な支援を適切に行います。

3 事業の内容

（1）住環境の提供

居室、調理室、浴室、トイレなどの生活上必要な環境を提供し、随時の確認と緊急時の対応をとおして安全な生活確保に努めます。

（2）食事の提供

栄養バランスの取れた食事を提供します。（共同生活援助事業と共通）

（3）健康管理・衛生保持

入居者の状況に応じ、服薬の促しや確認を行います。

また、毎日入浴する機会を提供し、身体の清潔保持が出来る様促しや必要に応じた介助を行います。

（4）日中活動支援

入居者の希望に添った支援を行います。

「相談支援事業」

1 目的

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うことを目的とします。

2 運営方針

相談支援専門員及び精神保健福祉士の有資格者を配置し、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・一般相談（地域移行支援、地域定着支援）を適正に行い、市及び他の福祉サービス事業者等との連携を図り情報共有に努めます。

実施地域として、中空知 5 市 5 町（滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、雨竜町、浦臼町、新十津川町、上砂川町、奈井江町）としますが、それ以外の地域からも相談に応じます。

また、滝川市との委託契約により基幹相談支援事業所及び虐待防止センターの運営も併せて行います。

3 事業の内容

(1) 指定特定相談支援事業 事業所番号：0137500161

障害福祉サービスを利用したという人たちのために、具体的にどのような支援を受けたいかを聞き、それに合わせたプラン作成を行います。

障害福祉サービス等の申請にかかわる支給決定前に、「サービス等利用計画（案）」を作成し、支給決定後、サービス事業者との連絡調整を行うとともに、「サービス等利用計画」を作成し当該市町へ提出します。

又、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、実際に利用してみてその人に本当に合っているのか、（モニタリング）を行い、今の状況に合った支援になるように調整を行います。

※相談支援専門員 3 名、精神保健福祉士 1 名の有資格者を配置し、特別加算を受けています。

(2) 指定障害児相談支援事業 事業所番号：0177500055

18 歳以下の障害児に対して児童福祉法に基づき、(1)と同様に計画作成やモニタリングの実施等を行います。

(3) 指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 事業所番号：0137500161

- ・地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の人を対象として、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、入居支援等地域に出るまでの支援を行います。
- ・地域定着支援：地域に出てきてから再入所、再入院をすることなく地域で暮らし続けられるよう常時の相談支援等を行います。

(4) 基幹相談支援事業

地域の相談支援の中核として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）、地域の体制整備に係るコーディネートすることを主な業務とし、滝川市との委託契約を締結し、滝川市基幹相談支援センター業務委託仕様書に従い以下の業務を行います。

- ① 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための規則第 29 条各号に掲げる業務及び総合的な連絡調整等
- ② 成年後見制度利用支援事業に関する事項
- ③ 虐待防止に関する事項
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の運営に関する事項
- ⑤ 差別解消法に関する事項（※差別解消法：平成 28 年 4 月施工）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか総合的な相談業務として市長が必要と認める業務
なお、(4)については、滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議設置要項に基づき実施するものとする。